

## 1 5. 労働安全衛生総合研究事業

<p>研究事業：労働安全衛生総合研究事業</p>
<p>所管課：労働基準局安全衛生部計画課</p>
<p>①研究事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働災害は長期的に減少傾向にあるものの、依然として年間50万人を超える労働者が被災し、そのうち約1,500人が死亡している状況にある。</li> <li>・ この中で、大きな社会問題となっているアスベストによる健康障害については、その実態の解明、非アスベスト製品への代替化や建築物等の解体におけるアスベストのばく露防止等に関する研究を進めることが急務である。</li> <li>・ また、労働者のメンタルヘルスの問題や長時間労働による健康への影響が深刻化しており、メンタルヘルス不調や長時間労働による健康障害の予防手法の開発等を進める必要がある。</li> <li>・ これらの他、多様化・複雑化する労働災害に対応するため、最新の知見に基づく職業性疾病予防や、労働災害発生のメカニズムの解析などの研究を推進する必要がある。</li> <li>・ このため、本事業は、職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場の形成を促進するための研究を総合的に推進することを目的とする。</li> </ul>
<p>②課題採択・資金配分の全般的状況</p> <p>○アスベスト関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業性石綿ばく露の実態調査、アスベストによる健康障害リスクに関する疫学的調査法及びリスクコミュニケーション手法の確立、アスベスト含有建材の解体工事現場で作業する労働者のアスベストばく露状況の評価、非石綿ガasketの高温密封性能の評価と試験方法の開発、天然鉱物中の不純物としてのアスベストの定量法の開発等に関する研究</li> </ul> <p>○メンタルヘルス・過重労働関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働者の自殺予防のための介入手法、過重労働等が労働者に及ぼすストレス負荷の評価及び職業性ストレスの調査票の活用法、メンタルヘルス対策における地域・職域保健の連携等に関する研究</li> <li>・ 長時間労働及び睡眠と発生疾病に関する調査による効果的な過重労働対策の確立に関する研究</li> </ul> <p>○職業性疾病関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腰痛予防リスクステージ評価ツールの開発と腰痛予防手法の構築、手腕振動に係る振動ばく露リスク評価及び低減策、高気圧作業における標準減圧表の安全性評価等に関する研究</li> </ul> <p>○労働災害防止関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働災害損失の計測手法の開発、産業現場における情報伝達の齟齬が災害発生機序に及ぼす影響、健康障害に関するリスクアセスメントツールの開発等に関する研究</li> <li>・ 交通労働災害防止のための安全衛生管理手法の高度化、プレス作業における安全技術の高度化、斜面崩壊による災害防止等に関する研究</li> </ul>
<p>③研究成果及びその他の効果</p> <p>18年度に終了した課題における主な研究成果は以下のとおり。</p>

- ・ 天然鉱物中のアスベスト含有率の測定方法について研究を行い、天然鉱物中の不純物としてのアスベストの0.1重量%含有率の判定方法が開発された。
- ・ 精神科医による産業保健の理解の促進、産業医等事業場のスタッフと精神科医等の地域医療との連携方策等について研究を行い、「精神科医・精神科医療機関のための職域メンタルヘルス・マニュアル」及び「産業医・健康管理担当者のための地域精神科医・医療機関との連携マニュアル」を作成した。
- ・ 化学物質、物理的要因、生物学的要因、メンタルヘルス等、種々の要因による健康障害について、リスクアセスメントのツールを開発するとともに、リスクアセスメントに関する教育プログラムを開発した。
- ・ 高気圧作業における標準減圧表について、疫学的調査を行い、標準減圧表の改正案を提案した。

#### ④行政施策との関連性・事業の目的に対する達成度

研究成果については、以下のとおり安全衛生行政施策や事業場における安全衛生活動に活用されており、事業目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保並びに快適な職場の形成」に大きく寄与している。

- ・ 石綿障害予防規則の改正により、規制対象となる石綿含有率が引き下げられたが、これに対応する測定方法について知見が得られたことにより、事業場や測定機関での活用が図られ、国の施策の推進に資するものである。
- ・ 事業場がメンタルヘルス対策を講じる上で、精神科医との連携は不可欠であり、国において連携の促進策を進めているが、そのための具体的手法が示されたことにより、そのさらなる推進が図られる。
- ・ 国においては、リスクアセスメントを今後の労働災害防止対策の基本に据え、普及促進を図っており、健康障害に関するリスクアセスメントツールの開発はその具体的手法として事業場における取組の推進に資するものである。
- ・ 高気圧作業については、高気圧作業安全衛生規則で作業管理等について規定しているが、標準減圧表の見直しに関する研究結果を踏まえて、規則改正の検討につなげることとしている。

#### ⑤課題と今後の方向性

- ・ 潜伏期間が40年と言われるアスベスト関連疾患は、我が国における使用のピーク時の影響が今後出現すると言われており、職業性石綿ばく露の実態の解明が必要となるとともに、今後のアスベストばく露による健康障害を未然に防止するため、これまでに開発されたアスベストのばく露濃度の測定手法等を用いた建築物等の解体現場におけるアスベストのばく露状況の評価手法の確立や、非アスベスト製品への代替化の促進に資するため、これまでに判明した非石綿ガスケットの応力分布等の知見を活用した非石綿ガスケットの性能評価方法の開発等について引き続き研究を進める必要がある。
- ・ メンタルヘルス対策は、社会問題化する中で、確立された予防対策がなく、効果的な対策とそのため制度や体制の構築について研究を進める。
- ・ 社会情勢の変化、新たな技術の開発、新規化学物質の出現等に対応して、

予防原則に基づき、新たな労働災害の発生を防止するための研究を推進する。

⑥研究事業の総合評価

労働安全衛生行政は、常に最新の科学的知見に基づき、必要かつ有効な規制を設けることで、全国6千万人を超える労働者の安全と健康を確保しており、労働安全衛生総合研究事業は行政が必要とする科学的知見の提供、具体的手法の開発等を担うなど、労働安全衛生行政の推進に重要な成果を上げており、引き続き一層の推進が必要である。

## 16. 食品医薬品等リスク分析研究事業

研究事業：食品の安心安全確保推進研究事業

所管課： 医薬食品局食品安全部企画情報課

① 研究事業の目的

食品安全行政は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）により、「国際的な動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられる」（同法第5条より抜粋）ことや、「関係行政機関の相互の密接な連携」（同法第15条より抜粋）こと等が求められている。

本研究事業は、食品供給行程全般におけるリスク分析のうち、厚生労働省が担当するリスク管理及びリスクコミュニケーション並びにリスク評価に必要な科学的知見の収集等を実施するものである。

このため、国民の安全な食生活の確保を行うとともに、食品に関する国民の不安のを解消に資することを目的としている。

② 課題採択・資金配分の全般的状況

以下の研究を中心に、研究内容等に応じて、課題ごとに280万円～1億3千円の配分を行った。

- 食品の安心・安全推進研究分野として、「食品の危機管理に関する研究」、「食品安全に関する知識・情報の普及・啓蒙に関する研究」を行った。
- 食品リスク分析調査研究分野として、「薬剤耐性食中毒菌サーベイランスに関する研究」を行った。
- バイオテクノロジー応用食品分野として、「モダンバイオテクノロジー応用食品の安全性確保に関する研究」を行った。
- 健康食品等の安全性・有効性評価研究分野として、「いわゆる健康食品の安全性に影響する要因に関する研究」を行った。
- 牛海綿状脳症対策研究分野として、「食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究」を行った。
- 添加物に関する研究分野として、「既存添加物等の安全性に関する研究分野」、「食品添加物等における遺伝毒性評価のための戦略構築に関する研究」を行った。
- 汚染物質に関する研究分野として、「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」を行った。
- 食品中の微生物対策分野として、「微生物を原因とする食中毒の迅速検査法等の開発及び検証に関する研究」を行った。
- 食品中の化学物質対策研究分野として、「食品を介した熱媒体の人体影響に関する研究」、「食品中の遺伝毒性を有する有害物質のリスク管理に資する総合研究」を行った。
- アレルギー表示に関する研究分野として、「食品中に含まれるアレルギー物質の検査法開発に関する研究」を行った。
- 輸入食品の安全性等に関する研究分野として、「輸入食品における食中毒菌等サーベイランスに関する研究」を行った。
- 乳幼児食品の安全性に関する研究分野として、「乳幼児食品中の有害物質及び病原微生物の暴露調査に関する基礎的研究」を行った。

## ② 研究成果及びその他の効果

以下に主な成果を示す。

- ・ 情報関連の成果としては、「食品衛生関連情報の効率的な活用に関する研究」の成果として、関係機関の情報ニーズ、保有情報、現状等について調査を行い、この結果等をベースに関係機関にとって有用な情報の共有及び活用のため、(1)日本や国際機関の農薬等の ADI データベース、(2)輸入食品検査における違反情報検索システム、(3)化学物質及び自然毒による食中毒情報等のデータベース、(4)精度管理のための添加回収試験結果のデータベース、(5)地研業績集の索引リストを作成した。web サイトにこれらの成果を収載すると共に、ML を利用して関係機関が収集した国内外の最新情報や新たに生じた食品衛生上の問題の背景情報などの共有をはかった。また、宮城県内の臨床検査機関から提供を受けた下痢症原因細菌の総検出数その他のデータを基礎に解析を行い、急性下痢症の実被害者数を推定した。これはリスク分析の枠組み推進のための重要な手法のパイロット的研究であり、WHO や米国 CDC との国際共同研究の一翼を担うものでもある。
- ・ 食品における毒性関連の成果としては、「食品中のカビ毒の毒性および暴露評価に関する研究」の成果として、AFLs は 235 品目を、OTA は 280 品目を FBs は 180 品目を対象に評価を行った。AFLs は、ピーナッツバター、ピーナッツ、アーモンド、コーングリッツ、チョコレート、はと麦、香辛料から検出された。特にピーナッツ、ピーナッツバターの汚染においては AFB1 より AFG1 の汚染量が高いものがあつた。OTA は、多くの食品で検出され、インスタントコーヒー、ココアでは汚染濃度が高かつた。FBs は、コーンスープ、スイートコーン、ポップコーン、コーングリッツ、大豆、コーンフレークに汚染が認められた。NIV の雌雄のラットを用いた 90 日間反復投与試験の結果、最低影響用量 (LOEL) は 0.4mg/kg/day であつた。曝露評価では、年齢構成比で重み付けした日本人全体の AFB1 の曝露量 1ng/kg/day/ を超える割合はいずれのシナリオにおいても 0.2%程度となつた。今回の推定では規制の有無において顕著な差異は認められなかつた。今回の結果を、JECFA の方法で評価すると、日本人のアフラトキシン曝露による肝がん発生のリスクは十分小さいものと考えられる。
- ・ ダイオキシン類関連の成果としては、「ダイオキシンの乳幼児への影響その他の汚染実態の解明に関する研究—特に母乳中のダイオキシン類濃度の経年的変化と乳幼児発育発達に及ぼす影響—」の成果として、研究期間中に採取した母乳中のダイオキシン類濃度は 16.2pgTEQ/gFat であり各地域とも過去の測定値より漸減傾向が認められた。府県別の測定値の差は小さくなつていた。第 2 子以降の児を出産した後母乳中のダイオキシン類濃度は著しく低下してつた。1 歳時の健康に関しては身体発育、甲状腺機能、免疫、アレルギーに関し検討したがダイオキシンによると考えられる影響は認められなかつた。測定が終了した血液を集めて測定した 1 歳時の血液中のダイオキシン類濃度は 4.1~95pgTEQ / gFat であつた。以上の結果から近年のダイオキシン汚染対策により母乳中のダイオキシン類は低下しており地域差も小さくなつてつたことが明らかになつた。乳児の健康への影響も認められなかつた。

たが母乳を長期に哺乳している児の血中ダイオキシン類濃度については成人の平均値に比し高い値を示す児が存在することが明らかになった。

- ・ 健康危機管理関連の成果としては、「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」の成果として、(1) 米国における食品テロ対策の体系的把握：テロ対策先進国である米国の食品テロに対する事前・事後対策について体系的に把握した。(2) わが国における脆弱性評価の実施：CARVER+Shock 法を国内3箇所の食品工場に適用した結果、同手法は食品テロ防御に関する気づきを得るには有効である一方、少人数による実施では知識や情報の限界から効率的な評価が困難であることがわかった。(3) 化学剤・生物剤等管理セキュリティ強化対策の検討：国内外でテロに使用される可能性がある、または嚴重な管理等が必要とされている化学剤・生物剤について調査を行った。(4) わが国における食品テロに対する症候群サーベイランスのあり方の検討：警告が発せられた日の前後5日間について、当該地域において食中毒患者が報告されているか否かを検討した。
- ・ BSE関連の成果としては、「食品を介するBSEリスクの解明等に関する研究」の成果として、新しい病理・免疫組織化学法であるImmunoAT-tailing法のoligo(dA-dT)標識抗体の物性評価と調整法の標準化をおこなった。PETプロット法の改良が進んだ。小型全自動蛍光相関分光法測定装置でQ-dotを用いることでさらに感度増加が得られた。PMCA法で非特異凝集体の形成阻害剤としてジギトニンを用いることによりBSEプリオンの増殖が可能となった。あらたなTgマウスを樹立している。BSEプリオンのマウス伝達試験の結果、伝達に抵抗性のある動物ではヘテロなプリオンが混在していることが判明した。また種々の動物への伝達では初代と継代ではプリオンの体内分布が異なることがわかった。ウシ由来マクロファージがプリオンを取り込み分解しLPS刺激で亢進した。Nueor2aにおけるPrPCの細胞内代謝は膜結合型のプロテアーゼにより起こること、プリオン持続感染細胞では細胞密度によりPrPSc量が大きく増減することが判明した。プリオン病発症マウスの脳タンパク質のプロテオーム解析で神経軸索伸長制御因子(CRMP-2)のプロセッシングに関わる知見をえた。BSEプリオンの脳内接種牛は13頭で発症し、2頭のサルでも発症し、プリオンの体内分布を明らかにした。枝肉の汚染状況を明らかにし洗浄法のSSOPモデルを提示した。舌扁桃の除去法を明らかにした。めん羊のサーベイランスの結果はすべて陰性で、わが国には感受性のあるヒツジが多かった。169ヶ月令の非定型BSEの特徴を明らかにし動物伝達試験を開始した。(パワーポイント添付)

#### ④行政施策との関連性・事業の目的に対する達成度

- ・ 食品安全基本法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の施策にもとづく、リスク管理やリスクコミュニケーション等において、施策の企画・立案や現状の検証における基礎資料として大きく活用された。
- ・ 一般施策に関連しても、健康危機管理の例で挙げたテロリズムにおける対策の可能性・具体的方法の検討の基礎資料となるとともに、先進国の情報収集により、施策の比較検証の基礎資料となった。



- ・ 国民的に関心の高い又は国際政治的に主要課題となっているダイオキシン類やBSEについても、例に挙げたとおり、科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションや管理の基礎資料を得ることができたり、新たな検査方法の開発を行うなど、大きな成果を得た。
- ・ 上記の観点から、事業の目的に対する達成度は、相対的に高いものと考えられる。

#### ⑤課題と今後の方向性

- ・ 平成18年度末に発生した不二家事件など、国民の食品安全に対する関心は高まる一方であり、かつ、科学的知見に基づいた対応を行わないと、風評被害も含めて国民に与える損害の拡大、国際競争における競争力の低下となり、経済的影響も含めてその影響は大きい。
- ・ このため、個別の食品に対するリスク管理やリスクコミュニケーションのみならず、健康危機管理への対応や、情報の効果的な集積・活用・提供などの系統的な安全確保に対する研究も今後はさらに進めていく必要があると考えられる。また、そのために若手研究者の育成にも注力すべく、「若手育成型」の公募を行ったところである。
- ・ さらに、政策的に大きな影響を及ぼす事項については、行政的観点から必要な科学研究を推進していく必要もあり、それに対応した柔軟な課題設定についても今後進めていく必要がある。
- ・ なお、本分野は総合科学技術会議の連携施策群の一つであり、同枠組み等を活用して関係府省と連携を図るとともに、成果の国民への情報提供についても努めていくこととしている。

#### ⑥研究事業の総合評価

食品安全という客観的判断の根拠となる研究の推進と、食品安心という国民の主観的判断の根拠となる研究の推進が、バランスよく実施されている。これをさらに推進し、かつ国民への情報提供の促進、国際競争を意識した活用に努めることは、国益として非常に貢献しうることから、今後、さらに積極的に実施する必要がある。

<p>研究事業： 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業（健康安全確保総合研究）</p>
<p>所管課： 医薬食品局総務課</p>
<p>①研究事業の目的</p> <p>薬事法や麻薬及び向精神薬取締法等の規制の対象となっている医薬品、医療機器等の安全性、有効性及び品質の評価、及び乱用薬物への対策等を政策的に実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性を根拠として整備するための研究を実施することにより、医薬品・医療機器等の分野における安全性、有効性及び品質の向上、市販後安全対策、薬物乱用の防止対策、血液事業対策などの医薬行政全般の推進を図り、もって保健衛生の向上及び国民生活の質の向上等に資することを目的としている。</p>
<p>②課題採択・資金配分の全般的状況</p> <p>18年度採択課題一覧については、別添参照</p>
<p>③研究成果及びその他の効果</p> <p>研究成果は、医薬品・医療機器等の承認審査及び治験推進、市販後安全対策、薬事監視、ワクチン・血液対策、医薬品販売制度、麻薬・違法ドラッグ等薬物乱用対策などの医薬行政全般に寄与するとともに、研究成果が、医薬品・医療機器の安全性、有効性及び品質に係る評価手法・ガイドラインの整備等へ反映されることにより、企業による新たな医薬品・医療機器の開発の促進・承認の迅速化に通ずる効果をもたらしている。</p> <p>これまでも、本研究を通じて、治験の実施に関する薬事法上の基準（GCP）に係る運用方法を整理し、治験実施環境の整備等に貢献してきたほか、医薬品、特に副作用に対する患者の理解促進に資するよう「患者向医薬品ガイド」の作成に結びつけてきている。</p>
<p>④行政施策との関連性・事業の目的に対する達成度</p> <p>本研究事業は、医薬品や医療機器等の承認審査や安全対策などの薬事法を根拠とする医薬行政全般に対して、科学的合理性と社会的正当性を付与するものである。本研究事業を通じた科学的裏付けにより医薬行政が行われることは、優れた医薬品や医療機器等をより有効かつより安全に提供することにつながり、国民生活に安心を与えることになる。</p> <p>本研究事業は、承認審査や市販後安全対策等の医薬行政全般に関連が深く、また、企業による新たな医薬品・医療機器等の開発支援の効果もあり、ひいては保健衛生の向上及び国民生活の質の向上に資するものとして、事業目的の達成度は高いと考えられる。</p>
<p>⑤課題と今後の方向性</p> <p>国民の健康と安全を守り「よりよく暮らす」にあたり、医薬品や医療機器が果たす役割は大きい。今後、わが国における基礎研究成果の実用化に向けた臨床研究や橋渡し研究を協力を推進することに相まって、最終的に国民に対して、画期的な医薬品等をより安全かつ迅速に提供するには、科学的合理性と社</p>

会的正当性をもとに整備された医薬規制による評価が必要になる。

そのため、本研究事業においては、臨床研究や橋渡し研究の推進にあわせて、レギュラトリーサイエンスの考え方に基づく研究の推進と、その成果の承認審査への応用を強化する。特に、医薬品・医療機器の承認審査迅速化に向けて、世界的動向を踏まえつつ、再生医療や次世代医療機器等に係る評価指標（バイオマーカー等）・ガイドライン等の整備に取り組むとともに、ファーマコゲノミクス等の新たな知見に基づく評価手法確立のための研究を強化し、成果目標の早期達成を目指す。また、至適投与量や臓器分布等の検討のための極微量投与（マイクロドージング）や医薬品や医療機器の開発における標準的手法・迅速化・効率化等の研究（クリティカルパスリサーチ）などの世界的に検討されている新しい手法・研究等の活用・導入に向けた研究・検討をさらに推進する予定である。

さらに、国民の暮らしの安全確保のため、成果目標の実現に向けて、麻薬や平成19年度から規制が強化される違法ドラッグ等の乱用薬物対策として、毒性・依存性の評価及び乱用防止のための社会的取組を一層強化する。

その他、医薬品・医療機器等の品質保証・製造管理等対策、薬事監視の強化、市販後安全対策、医薬品販売等の適正化対策、さらには血液製剤・ワクチンの安全性・品質向上対策等、引き続き行政施策につながる研究を実施する。

さらになお、研究成果の公表等を通じて、国民からみて行政施策の形として見えにくい部分や実用化に向けて途上のものに対する理解を得るよう努めることとする。

なお、18年度においては、17年度における総合科学技術会議からの指摘（レギュラトリーサイエンスに焦点を絞ること）を踏まえ、人工血液など創薬型研究部分を分離し、研究テーマの焦点を絞ったところである。

#### ⑥ 研究事業の総合評価

医薬品・医療機器等、乱用薬物、ワクチン・血液製剤等に関する医薬行政の適正な実行のために必要な評価手法の確立等、医薬行政の科学的・社会的基盤整備につながる成果が得られており、今後は国際的動向も踏まえつつ、新たな研究分野にも取り組んでいく予定としており、民間では実施しにくい研究分野を取扱う必要不可欠な研究事業として、今後さらに推進する必要がある。

また、本研究は、新たな技術を用いた医薬品、医療機器等の評価手法についての研究開発や、こうした新技術に対応した製品の承認審査基準の策定のための科学的下支えといった位置づけもあり、政府が取り組んでいる医薬分野でのイノベーションの創造にもつながるものとして極めて重要な研究であるといえる。

研究事業：化学物質リスク研究事業
所管課：医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
<p>①研究事業の目的</p> <p>化学物質によるリスクに関し、総合的かつ迅速な評価を行うとともに、規制基準の設定等の必要な管理を行い、さらに的確な情報の発信等を行うことを通じ、国民の不安を解消し、安全な生活の確保を図ることを目的とする。</p>
<p>②課題採択・資金配分の全般的状況</p> <p>18年度採択課題一覧については、別添参照。</p>
<p>③研究成果及びその他の効果</p> <p>本研究の成果は、行政施策の科学的基盤となるのみならず、科学技術の進展にも寄与したといえる。</p> <p>化学物質のリスク評価・管理技術に関する研究成果は、化学物質の安全性情報収集・発信・利用、まだ安全性試験結果が取得されていない化学物質の毒性予測、代替試験法の信頼性確保に生かされている。また、成果を元に、OECD やWHO/IPCSにおける化学物質の安全性評価の議論に参加している。</p> <p>ナノマテリアルのヒト健康影響に関する研究により、産業利用されるナノマテリアルの有害性及び暴露評価手法の開発が進むなど、新素材の社会受容の促進のための基盤形成に寄与している。</p>
<p>④行政施策との関連性・事業の目的に対する達成度</p> <p>化学物質の安全確保のための行政施策の科学的基盤として、特に化学物質の安全点検の推進施策実施に必要な手法の開発、実用化が行われ、施策に反映されている。成果が反映された施策の実施により、規制等の化学物質管理が可能となり、事業目的の達成度は高いと考えられる。</p>
<p>⑤課題と今後の方向性</p> <p>化学物質の安全管理は、国民の安全な生活の構築に向けて不可欠であるのみならず、化学物質によるリスクの最小化が、世界の化学物質管理の目標となっている。国内でのリスクの最小化の実現に向けて、数万とも言われる化学物質の網羅的な安全点検が喫緊の課題であり、これまでに開発してきた迅速かつ効率的な評価手法の実用化に向けた検討や各手法を効率的に活用した戦略的な評価スキームの構築、さらには化学物質の暴露量評価と安全性情報の発信と利用等についての取組を推進することとした。同時に、研究成果が国際的な協力や協調下で活用できるよう、引き続き、国際的な動向を視野に入れた研究を推進していくこととした。</p> <p>新素材のナノマテリアルについては、社会受容の促進のための取組が国際的にも喫緊の課題と認識されていることから、物理化学的特性や暴露経路に基づいた、有害性の評価や有害性の発現メカニズムを明かにする研究を進めることとした。</p>

これらの研究を通じて、目標に向けた化学物質の安全点検の加速化と、新素材を含む化学物質のヒト有害性評価の体系化を推進する。

なお、化学物質の迅速かつ効率的な有害性評価手法の開発、ナノマテリアルのリスク評価手法の開発など、本事業の調査研究は全て、限られた予算のなかで実施される、化学物質によるリスクの最小化に貢献する社会的必要性が高い研究である。公募研究の全体調整や達成評価は、化学物質リスク研究事前及び中間・事後評価委員会において適切に行われ、また、これらの調査研究は、関係府省と連絡会等を活用して連携を図りながら進められているところである。公募型研究以外の研究については、戦略的な構想はあるものの、実現可能な実施体制を整えるにはまだ検討に時間を要することから、引き続き、実現に向け検討を継続したい。

#### ⑥研究事業の総合評価

化学物質の安全性確保に向けた評価手法の開発等着実な成果を上げており、化学物質安全行政の科学的基盤として不可欠である。現代の国民生活の安全確保には、身の回りにある数万とも言われる化学物質の管理が必須であり、国際協調に留意しつつ、研究をさらに推進する必要がある。

## 1 7 . 地域健康危機管理研究事業

研究事業：地域健康危機管理研究事業

所管課：健康局総務課地域保健室

### ①研究事業の目的

地域健康危機管理の基礎として「地域保健対策検討会 中間報告」（平成 17 年 5 月）において、今後の地域保健のあり方として「有事の健康危機管理対策」の重要性が提言されたことから、地域における健康危機管理に関する研究を推進している。本事業は、「地域健康危機管理の基盤形成に関する研究分野」、「水安全対策研究分野」及び「生活安全対策研究分野」の 3 分野から構成された地域健康危機管理に関する総合的研究事業である。

#### 1 地域健康危機管理の基盤形成に関する研究分野

国民の健康及び安全を確保するために、地域における健康危機管理対策を確立するための研究を実施する。近年、SARS、鳥インフルエンザ等、国民に身近に起こりうる健康危機は多様化し、専門的かつ組織的に迅速な対応を行うことが求められている。また、地域における健康危機管理対策を確立するための研究を実施するとともに、地域の健康危機管理対策を担う公衆衛生行政に対して、今後の方向性を明確化するための基礎的な研究、人材育成、情報管理や情報提供等の基盤の整備に関する研究を行う。

#### 2 水安全対策研究分野

国民に対する安全な水の安定供給確保の重要性を鑑み、原水の悪化、突発的水質事故、災害、テロ等に対しても清浄な水を可能な限り安定的に、供給していくため、水安全対策の強化のための研究を実施する。

#### 3 生活環境安全対策研究分野

建築物や生活衛生関係営業等に関係する生活環境については、その適切な保持が行われない場合、①短時間に重症の健康被害が大量に発生する。②同時期に複数の者が非特異的な健康被害を訴える。③早期に対応がなされないと、危機的状況を招く恐れがある等、健康危機管理に直結するものであり、これらの健康危機の未然防止及び発生時に備えた準備、発生時の適切な対応等に関する研究を推進する必要がある。

このため、室内空気汚染問題をはじめとした建築物における空気環境や給排水等の衛生的環境の確保に関する研究、公衆浴場等の生活衛生関係営業における衛生的環境の確保に関する研究、その他生活環境が人体に及ぼす影響等の研究を推進する。

### ②課題採択・資金配分の全般的状況

#### 1 地域健康危機管理の基盤形成に関する研究分野

「健康危機管理体制の評価指標、効果の評価に関する研究」、「健康危機発生における個人情報利用と保護に関する研究」、「地域分析方法の開発に関する